

## 中国ビジネス・ローの最新実務Q&A

### 第77回

#### 中国会社法の改正が外商投資企業に与える影響(5)

黒田法律事務所 萱野純子、藤田大樹

2006年1月1日に施行された中国の改正会社法(以下、「新会社法」という)が外商投資企業に与える影響について検討してきているが、第5回となる今回は、会社法改正の目玉の一つでもある企業のガバナンスに関連して、少数出資者の権利保護制度に関する改正について検討することにしたい。

#### 一 少数出資者の権利保護制度

Q1 日本企業A社は、日本企業B社及びシンガポール企業C社とともに、それぞれ、A社5%、B社15%、C社80%の出資比率で、中国において外国企業の合弁による外商独資企業X社を設立しました。X社の少数出資者であるA社及びB社は、支配出資者であるC社にX社の経営を牛耳られ、自社の利益を侵害されるのではないかと心配しています。A社及びB社が、少数出資者の権利・利益を保護するために採りうる方策としてはどのようなものが考えられるでしょうか。

A1 A社及びB社が、少数出資者の権利・利益を保護するために採りうる方策として、①会社の情報を知る権利、②株主会の招集・主宰、議題の提案に関する権利、③反対出資者の持分買取請求権、④決議無効・取消請求権、⑤会社解散請求権を行使すること、また、⑥出資者による代表訴訟を提起することが考えられます。ただ、X社に5%しか出資していないA社は、定款に別途規定がない限り5%の議決権しか有していないため、②及び⑤の方策を採るために必要な持分保有要件を充たさず、これらの方策を採ることはできません。

新会社法により、少数出資者の権利・利益を保護するための制度が整備され、少数出資者の権利保護は大幅に強化された。以下では、これらの制度について概観する。

#### (1) 会社の情報を知る権利

旧会社法において、出資者が会社の情報を知る権利としては、株主会の議事録及び財務会計報告の閲覧のみであったが(旧会社法第32条)、新会社法は、上記の会社資料のほか、会社の定款、董事会の決議及び監事会の決議も対象に加え、且つ、これらの資料を閲覧できるだけでなく、複製する権利も認めた(新会社法第34条第1項)。

また、新会社法第34条第2項では、会社の会計帳簿の閲覧権についても規定しており、閲覧を希望する出資者は、会社に書面で請求し、閲覧の目的を説明することにより会計帳簿の閲覧を要求できる。これに対して、会社は、出資者による会計帳簿の閲覧が不当な目的によるものであり、これにより会社の適法な利益が損なわれる虞があると合理的な根拠に基づき認めるときは、閲覧を拒否することができるが、出資者が上記の書面による請求を提出した日から15日以内に書面により出資者に回答し、且つ、その理由を説明しなければならない。もっとも、その場合でも、出資者は、会社に閲覧を認めさせるよう人民法院に提訴できるとされており、出資者の会社情報を知る権利は強力に保護されている。

※新旧会社法対照表	
旧会社法第32条	新会社法第34条(抜粋)
出資者は、株主会の会議議事録及び会社の財務会計報告を閲覧する権利を有する。	出資者は、会社定款、株主会の会議議事録、董事会会議の決議、監事会会議の決議及び財務会計報告を閲覧及び複製する権利を有する。 出資者は、会社の会計帳簿の閲覧を要求することができる。

## (2) 株主会を招集・主宰する権利

新旧会社法のいずれにおいても、一定の議決権を有する出資者は、臨時株主会の招集を提案できるとされているが(旧会社法第43条第2項、新会社法第40条第2項)、新会社法は、更に、招集提案の要件及び効果につき修正を行い、少数出資者の利益保護を強化した。

すなわち、旧会社法では、招集提案権を有する出資者の要件として、「4分の1以上の議決権を有する」ことが要求されていたが、新会社法はそれを「10分の1以上の議決権を有する」とことと変更して、より多くの出資者に招集提案権を認めた。

また、旧会社法では、単に「臨時会の招集を提案することができる」とされていたのに対して、新会社法では、臨時会の招集が提案された場合、「臨時会を招集しなければならない。」として、臨時会の招集義務を明確に規定した。

さらに、新会社法において、株主会は、董事会が招集し董事長が主宰(董事会を設置していない場合は執行董事が招集・主宰)するとされているが、董事会または執行董事が、招集の職責を履行できないかまたは履行しない場合、監事会または監事が招集・主宰し、監事会または監事も招集・主宰しない場合は、10分の1以上の議決権を有する出資者が自ら招集・主宰することができるようになった(第41条)。

※新旧会社法対照表	
旧会社法第43条第1項及び第2項	新会社法第40条
株主会の会議は、定時会と臨時会とに分ける。定時会は会社定款の定めにより期日どおりに招集しなければならない。4分の1以上の議決権を有する出資者、3分の1以上の董事または監事は、臨時会の招集を提案することができる。	株主会の会議は、定時会と臨時会とに分ける。定時会は会社定款の定めにより期日どおりに招集しなければならない。10分の1以上の議決権を有する出資者、3分の1以上の董事または監事会若しくは監事会を設けない会社の監事が臨時会の招集を提案した場合、臨時会を招集しなければならない。

### (3) 反対出資者の持分買取請求権

新会社法第75条は、以下の場合に、株主会で反対票を投じた出資者が、会社に対して、適正な価格で自己の持分の買取を請求できるという制度を新設した。

- i 会社が5年間連続して利益を生み、配当の要件を満たしているにもかかわらず、連続して5年間利益配当を行わない場合
- ii 会社の合併、分割、重要な財産の譲渡の場合
- iii 定款が規定する経営期間が満了し、または定款が規定する解散事由が発生したにもかかわらず、株主会が定款修正を決議し、会社を存続させた場合

この点、旧会社法には、上記のような反対出資者の持分買取請求権の制度はなく、会社の決定に反対する少数出資者が当該会社からの撤退を考える場合、持分譲渡の手続による必要があったが(旧会社法第35条)、本制度の新設により持分買取請求権を行使した撤退が可能になった。

### (4) 決議無効・取消請求権

新会社法第22条は、株主会または董事会の決議等に瑕疵がある場合の取扱いにつき以下のように明確に規定した。

対 象	条 件	効 果
株主会、董事会の決議内容	法律、行政法規に違反する場合	無効
株主会、董事会の会議招集手続または決議方法	法律、行政法規または会社定款に違反する場合	出資者は、決議の日から60日以内に、人民法院にその決議の取消を請求することができる
株主会、董事会の決議内容	会社定款に違反する場合	

もっとも、出資者が人民法院に決議の取消を求めて訴訟を提起した場合、人民法院は、会社の請求に応じて、出資者に対して相当の担保を提供するよう求めることができるとされている(新会社法第22条第3項)。

#### (5) 会社解散請求権

新会社法第183条は、「会社の経営管理に重大な困難が発生し、会社が引き続き存続することが出資者の利益に重大な損失を与える虞があり、その他の方法によっても解決できない場合、会社の全出資者の議決権の10%以上を有する出資者は、人民法院に会社の解散を請求することができる。」として、出資者による会社解散請求制度を新設した。

従来は、出資者間で意見が対立した場合には有効な決議を得ることができず会社の解散が困難であったが、当該制度の新設により、会社の解散が、裁判所の裁定という司法機関の判断により認められることになった。

#### (6) 出資者による代表訴訟

新会社法第152条は、以下の場合に、出資者が自らの名義で訴訟を行うことができる旨規定し、中国会社法において、出資者による代表訴訟制度を初めて設けた。

- i 董事等の高級管理職が、会社の職務を執行する際に、法律・行政法規または定款に違反し、会社に損害を与えた場合(新会社法第152条第1項及び第2項)
- ii 第三者が会社の適法な権益を侵害し、会社に損害を与えた場合(新会社法第152条第3項)

※有限責任会社における少数出資者の権利の内容と持分保有要件	
権利の内容	持分保有要件
①会社の情報を知る権利(定款、株主会議事録、董事会決議、監事会決議、財務会計報告の閲覧・複製並びに会計帳簿の閲覧要求及び人民法院への提訴)	単独で行使できる
②臨時株主会の招集請求権及び株主会の招集・主宰権	10分の1以上の議決権を有する
③反対出資者の持分買取請求権	単独で行使できる
④株主会・董事会決議無効・取消請求権	単独で行使できる
⑤会社解散請求権	全出資者の議決権の10%以上を有する
⑥出資者による代表訴訟	単独で行使できる

## 二 少数出資者の権利保護制度の外商投資企業への適用の有無

Q2 日本企業A社は、中国企業B社とともに、A社15%、B社85%の出資比率により、中国において中外合弁企業Y社を設立しました。A社は、Y社の少数出資者になるため、支配出資者であるB社に会社経営を牛耳られないかと心配しています。新会社法が規定する少数出資者の保護制度は、中外合弁企業のY社にも適用があるでしょうか。

A2 新会社法が規定する少数出資者の保護制度としては、上記1で検討しましたが、そのうち、株主会の存在を前提とする②臨時株主会の招集請求権及び株主会の招集・主宰権、③反対出資者の持分買取請求権及び④における株主会決議無効・取消請求権については、株主会の設置を予定しない中外合弁企業のY社に対しては適用がありません。

一方で、①会社の情報を知る権利、④のうち董事会の決議無効・取消請求権、⑤会社解散請求権及び⑥出資者による代表訴訟制度については、中外合弁企業のY社にも適用されるものと思われます。

新会社法では、上記1で検討したような少数出資者の権利保護制度を設けているが、これらの制度が果たして外商投資企業にも適用されるのかが問題となる。

まず、①会社の情報を知る権利及び⑥出資者による代表訴訟の各制度については、「会社法」と「外商投資に関する法律」とは一般法・特別法の関係にあり(新会社法第218条)、「外商投資に関する法律」である中外合弁経営企業法、中外合作経営企業法及び外資独資企業法等に両制度に関するまたは両制度と矛盾する規定が存しないため、いずれの種類の外商投資企業にも適用される。

次に、②臨時株主会の招集請求権及び株主会の招集・主宰権、③反対株主の持分買取請求権、④のうち株主会決議無効・取消請求権の各制度については、これらの制度が、株主会の存在を前提としていることから、董事会を権力機構として設置すれば足り、株主会を設置する必要はない中外合弁企業及び中外合作企業(「外商投資企業の審査許可登記管理に関する法律の適用上の若干問題に関する執行意見」【以下「執行意見」という】第3条等参照)、並びに一人会社のため株主会を設けない単独出資の外商独資企業(新会社法第62条)に対しては適用されず、株主会の設置が必要な外国企業の合弁による外商独資企業にのみ適用されることになる。

もっとも、④のうち董事会の決議に対する無効・取消請求権は、いずれの種類の外商投資企業にも董事会が存在する以上、全ての種類の外商投資企業に適用されるものと思われる。

さらに、⑤会社解散請求権については、中外合弁経営企業法実施条例第90条第2項及び中外合作経営企業法第48条第2項が、会社の解散に審査許可機関の許可を求めていることから、外商投資企業にも適用されるのか、適用されるとしても更に審査許可機関の許可を受ける必要があるのかが問題となる。

この点、特別法である外商投資関連の法律には特に出資者による会社解散請求権を禁止するような規定が無いため、一般法である新会社法に従い、いずれの種類の外商投資企業にも同制度は適用されるものと思われる。

また、執行意見第23条が、「外商投資会社が繰り上げて経営活動を中止し取消登記を申請する場合、審査許可機関の許可文書を提出しなければならない(裁判所が解散、破産を裁定し、または行政機関が閉鎖を命令し、営業許可証を取り上げ、設立許可を取り上げ、若しくは会社の設立登記を取り消すものを除外する)。」と規定しているように、裁判所が解散を裁定した場合の取消登記の申請の際には審査許可機関の許可文書の提出は要求されていない。従って、外商投資企業が会社解散請求権を行使する場合には、裁判所の解散の裁定以外に別途審査許可機関の許可を得る必要はないものと思われる。

もっとも、新会社法が規定する少数出資者の権利保護制度の外商投資企業への適用関係について、現段階で明確に規定した通知等は公布されていないため、今後の実務の運用及び通知等の公布を注視しておく必要がある。